

託送Webシステムによるお申込みについて

2020年4月  
九州電力送配電株式会社  
ネットワークサービスセンター

➤ スwitching支援システム対象外の以下の申込については、託送Webシステムにより申込を行っていただきます。

申込種別		申込概要	受付箇所
低 圧	①	託送契約種別の変更	スイッチング 受付センター
	②	契約決定方法の変更 (実量制または実量制以外へ変更)	
	③	アンペアブレーカー取外(実量制のみ)	
	④	供給地点特定番号不明分調査	
	⑤	2電灯契約の合併	
	⑥	臨時使用期間の変更	
	⑦	農事用期間協定の変更	
高 圧 以 上	⑧	スイッチング支援システム対象外契約の申込 ※一部申込対象外の契約があります	NSC
	⑨		
	⑩		
	⑪		
	⑫		
	⑬	託送契約種別(「標準」⇔「時間帯別」)、既設設備の変更を伴わない契約電力の変更申込	
⑭	臨時使用期間の変更	臨時契約の使用期間の変更申込	

※連絡先については、スイッチング支援システムのお知らせ欄を参照ください

- ※ 各申込種別の詳細内容は、次頁以降を参照ください。
- ※ 託送Webシステムの操作方法については、操作マニュアルを参照ください。
- 託送Webシステムを利用するにあたり、以下の条件を満たす必要があります。
  - ・スイッチング支援システムが利用できる環境であること
  - ・弊社に「託送関連データ提供システム利用申請書」をご提出いただき、お手続きが完了していること

➤ 託送Webシステムによる一括申込の対象は、以下のとおりです。

電圧区分	申込名称	申込内容
低圧	託送契約内容変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 託送契約メニューを一括で変更する場合</li> <li>• 契約決定方法を一括で変更する場合</li> </ul>
高圧以上	スイッチング開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 託送Web申込み対象のスイッチング開始を一括で申請する場合</li> </ul>
	スイッチング廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 託送Web申込み対象のスイッチング廃止を一括で申請する場合</li> </ul>
	部分供給スイッチング (※横切り型のみ対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 部分供給スイッチングの申込みを一括で申請する場合</li> </ul>

➤ 一括申込の留意点

- ✓ 一括申込用の書式については、託送Webシステムの一括登録メインメニューより取得することができます。
- ✓ 一括申込の申込可能件数は、300件となります。  
300件を超過する場合は、複数回に分けてお申込みをお願いします。

① 託送契約種別の変更

- ✓ 従量制の接続送電サービスメニューを「標準送電サービス」もしくは「時間帯別送電サービス」へ変更するお申込みを行うことができます。
- ※ 定額制契約及び臨時契約の接続送電サービスメニュー変更はできません。

		変更希望メニュー			
		電灯標準	電灯時間帯別	動力標準	動力時間帯別
現行メニュー	電灯標準		○	—	—
	電灯時間帯別	○		—	—
	動力標準	—	—		○
	動力時間帯別	—	—	○	

② 契約決定方法の変更（実量制または実量制以外へ変更）

- ✓ 従量制の契約決定方法を「実量契約」「主開閉器契約」「アンペアブレーカー契約」へ変更するお申込みを行うことができます。
- ※ 定額制契約及び臨時契約の契約決定方法変更はできません。

<電灯契約>

		変更後		
		アンペアブレーカー	主開閉器	実量制
変更前	アンペアブレーカー		—	○
	主開閉器	○		○
	実量制（注）	○	○	

<動力契約>

		変更後	
		主開閉器	実量制
変更前	主開閉器		○
	実量制（注）	○	

（注）配線状況が負荷設備契約に該当する場合、「実量制以外へ変更」への変更はできません。  
お申込みいただいた場合は、弊社で確認した後に、却下処理とさせていただきます。

※ 契約決定方法に応じた申請方法と留意点については、次頁をご参照ください。

## ■ 実量制以外へ変更（「実量制または主開閉器契約から、アンペアブレーカー契約」）を選択の場合

### ➤ 申込概要

- ✓ アンペア制限がされていない場合、アンペア制限機能の設置を行うことを前提に、アンペアブレーカー契約へ変更するお申込みを行うことができます。

※ 契約決定方法が「アンペアブレーカー契約 アンペアブレーカー無」の場合、システムによる申込対象外のため、個別にNSCへお問い合わせください。

### <お申込みパターン>

変更前		変更後
主開閉器契約	→	アンペアブレーカー契約
実量制契約 <sup>※</sup>	→	アンペアブレーカー契約

※ 配線方法が負荷設備契約に該当する場合は、原則、電気工事店による屋内配線工事が必要となるため、お申込み後、「却下」となります。

### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ アンペア制限がされていない場合は、原則、スマートメーターのアンペア制限機能により制限を行います。
- ✓ 同機能を設置した後に、契約設備決定方法を「アンペアブレーカー契約」へ変更いたします。
- ✓ お立会いは、原則、不要ですが、現地の状況等により、お立会いをお願いする場合がございます。この場合、施工者から需要者さまへご連絡し、日程の調整を行います。
- ✓ 変更前の契約設備容量によっては、同機能の設置ができない場合がございます。この場合、電気工事店さまによる改修が必要となります。（電気工事店さまの工事にかかる費用は、需要者さま負担となります）
- ✓ 工事に伴う弊社からの費用請求は、ございません。

契約決定方法に応じた申請方法と留意点は、以下のとおりです。

変更前	変更後	申請方法 [問合せ先] (申請内容)	留意点等 (注1)	
契約決定方法	契約決定方法			
				アンペアブレーカーの有無 現地捜査有無
アンペア ブレーカー 契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンペアブレーカー有</li> <li>アンペアブレーカー無 現地操作有 (注3)</li> </ul>	アンペア ブレーカー契約	スwitching支援システム (アンペア変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>供給方式が単相2線式(100V/200V)で、40A以上への変更をご希望される場合は、屋内配線工事が必要となりますので、電気工事店さまへご相談ください。</li> <li>九州電力エリアにおいて、SW支援システムから容量変更(増設)のお申込みをいただいた場合の工程は、「供給承諾保留中」となります。※「申込処理中」ではありません。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンペアブレーカー無</li> </ul>		電話 [ネットワークサービスセンター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術的な理由により、アンペアブレーカーの取付による制限を省略しております。お申込みの際はスマートメーターによるアンペア制限を行います。</li> </ul>
	(注2)	主開閉器契約	託送新增設受付システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内配線の工事が必要となりますので、電気工事店さまへご相談ください。</li> </ul>
	実量制	託送Webシステム (契約決定方法の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地でアンペア制限を行っている場合は、契約決定方法のみを変更し、制限の解除は行いません。</li> <li>制限の解除が必要な場合は、託送Webシステムにて「アンペアブレーカー取外し」をお申込みください。</li> </ul>	
主開閉器契約	アンペア ブレーカー契約	託送Webシステム (契約決定方法の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地訪問のうえ、スマートメーターによるアンペア制限機能の設置が必要となります。お申込み日より2営業日以降の平日でご希望のお日にちをお聞き取りのうえ、お申込みください。(現在の設備容量によっては、制限ができない場合もあります)</li> </ul>	
	実量制	託送Webシステム (契約決定方法の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地で主開閉器による制限を行っている場合は、契約決定方法のみを変更し、主開閉器の変更工事はありません。</li> <li>主開閉器の変更容量をご希望される場合は、屋内配線の工事が必要となりますので、電気工事店さまへご相談ください。</li> </ul>	
実量制	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンペアブレーカー有</li> <li>アンペアブレーカー無 現地操作有 (注3)</li> </ul>	アンペア ブレーカー契約	託送Webシステム (契約決定方法の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>お申込みいただいた需要者さまの契約設備決定方法が「アンペアブレーカー有」の場合でも、屋内配線の状況が「負荷設備契約」に該当する場合は、却下となります。</li> <li>却下となった場合は、原則、屋内配線の工事が必要となりますので、電気工事店さまへご相談ください。</li> </ul>
		主開閉器契約	託送新增設受付システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内配線の工事が必要となりますので、電気工事店さまへご相談ください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンペアブレーカー無</li> </ul>	アンペア ブレーカー契約	託送Webシステム (契約決定方法の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地訪問のうえスマートメーターによるアンペア制限機能の設置が必要となります。お申込み日より2営業日以降の平日でご希望のお日にちをお聞き取りのうえ、お申込みください。</li> </ul>
		主開閉器契約	託送Webシステム (契約決定方法の変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>お申込みいただいた需要者さまの屋内配線の状況が「負荷設備契約」に該当する場合は、却下となります。</li> <li>却下となった場合は、原則、屋内配線の工事が必要となりますので、電気工事店さまへご相談ください。</li> </ul>
システム管理対象外		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約決定方法が「システム管理対象外」になっている地点が一部存在します。実量制以外をご希望の場合は、スイッチング受付センターへ電話またはメールにてお問合せをお願いいたします。</li> </ul>	

(注1) : 電気工事店さまの手続きや工事にかかる費用は、需要者さまのご負担となります。

(注2) : 「アンペアブレーカーの有無/現地操作有無」に関わらず、同様の手続きになります。

(注3) : 「アンペアブレーカー無/現地操作有」はスマートメーターによるアンペア制限を行っている場合の表記です。

契約決定方法ごとの主な配線イメージは、以下のとおりです。

契約決定方法	電灯契約	動力契約
アンペアブレーカー契約 (ACL契約)		—
主開閉器契約		
負荷設備契約※	<p>&lt;アンペアブレーカーまたは主開閉器の系統側（一次側）に夜間蓄熱型機器がある場合&gt;</p> <p>&lt;1契約で電灯負荷と夜間蓄熱型機器が別計量の場合&gt;</p>	<p>&lt;負荷設備容量をもとに契約している場合&gt;</p> <p>※電灯契約も同様のケース有</p>

※ 負荷設備契約の場合、契約決定方法は「実量制」のみとなります。

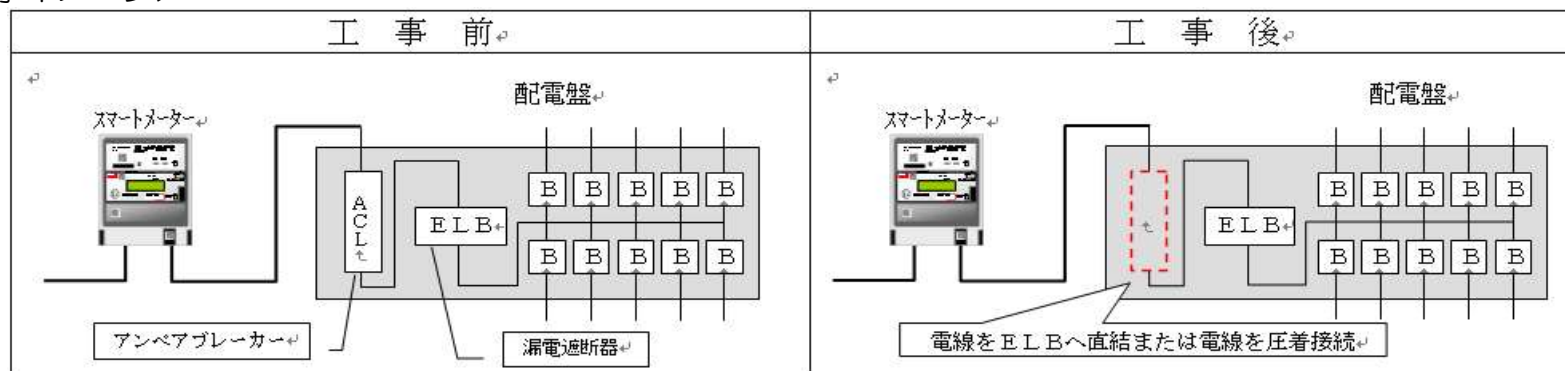


## ③ アンペアブレーカー取外（実量制のみ）

### ➤ 申込概要

- ✓ アンペアブレーカー設置箇所にて契約決定方法を「実量制」で申込みされた場合、アンペアブレーカーの取外は、申し出がない限り実施しません（残置いたします）。
- ✓ 需要者が電気を使用する際にアンペアブレーカーが遮断する等、電気使用にあたってアンペアブレーカーの取外をご希望される場合に、お申込みを行うことができます。

### <工事イメージ>



### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ アンペアブレーカーを取外しますと、元に戻せない場合がございます。
- ✓ 屋内への立ち入りが必要となりますので、訪問希望日は需要者さまの在宅日（平日）で設定いただきますようお願いいたします。また、工事に伴い停電が発生いたします。
- ✓ 工事に伴い弊社からの費用請求は、ございません。
- ✓ 屋内配線の状況によっては取外できない場合がございます。この場合、電気工事店さまによる改修が必要となります。（電気工事店さまの工事にかかる費用は、需要者さま負担となります）



### ④ 供給地点特定番号不明分調査

#### ➤ 申込概要

- ✓ 再点申込において供給地点特定番号が不明の場合は、スイッチング支援システムの設備情報照会から、住所・計器番号・引込柱番号による検索を行っていただきます。  
※ 小売電気事業者さまが住所による特定ができない場合は、需要者さまに計器番号を聞き取りのうえ、検索をお願いいたします。
- ✓ 小売電気事業者さまにて、上記の対応を行っても供給地点特定番号が不明の場合に限り、調査依頼のお申込みを行うことができます。  
(注) スイッチングを前提とした調査申込ではありません。  
スイッチングの場合は、需要者さまへ供給地点特定番号の確認をお願いいたします。

#### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ 調査依頼のお申込みにあたり、目標となる付近の建物名の入力や現場写真のデータ添付も可能です。円滑な調査のためにご協力をお願いいたします。
- ✓ 調査を行うにあたり、需要者さまへ電話連絡する場合がございます。

⑤ 2電灯契約の合併

➤ 申込概要

- ✓ 電気温水器等の夜間蓄熱型機器は、選択約款（深夜電力）において小型機器（夜間蓄熱型機器は小型機器に該当）を動力とみなして適用しておりましたが、託送供給等約款において、単相で使用される電気温水器等の夜間蓄熱型機器は「電灯扱い」となります。
- ✓ このため、一般負荷設備（屋内照明等）の電灯契約と深夜電力契約をいずれもスイッチングまたは再点申込をされた場合は、電灯2契約となる（いずれも基本料金が発生する）ことから、電灯2契約を1契約に変更するお申込みを行うことができます。
  - ※ 深夜電力における弊社設備については、「各種お申し込みなどのお知らせ」に掲載している「ナイトタイムスイッチを設置している夜間蓄熱型機器の通電時間について」を参照ください。

<イメージ>

	従 前	スイッチング時	契約合併後
一般負荷設備	電 灯	電 灯	電 灯（実量制）
夜間蓄熱型機器	深夜電力	電 灯（実量制）	
契約の構成	電 灯 + 深夜電力	電 灯 + 電 灯（実量制）	電 灯（実量制）

➤ 対象契約

- ✓ 弊社小売部門の契約メニュー深夜電力、第2深夜電力【契約種別（47）（57）（58）】

➤ 契約合併時の留意事項

- ✓ 契約決定方法は「実量契約」となり、契約合併後の契約電力は、各々の計量器で計量された30分値を合計した値から算出いたします。  
 なお、同時同量支援データについては計量器毎に提供いたします。
- ✓ 現地工事は、原則発生いたしません。再点申込みによりスマートメーター未設置箇所の契約合併申込みがあった場合の契約変更日は、スマートメーター取替日以降とさせていただきます。

### ⑥ 臨時使用期間の変更

#### ➤ 申込概要

- ✓ 臨時接続送電サービスの新設時等に設定いただいた使用期間について、変更が必要な場合、使用期間の変更申込を行うことができます。

#### ➤ 期間の設定

- ✓ 新たにお申込みいただく臨時使用期間は、1年未満の設定をお願いします。
  - ※ 当初期間と変更期間が合わせて、1年未満となる必要はございません。  
(それぞれの期間が1年未満であれば、変更申込は可能です。)

#### ➤ 留意事項

- ✓ スwitchングや再点等による手続き後、変更前の使用期間が不明で、確認が必要な場合は、NSCへお問い合わせください。
- ✓ 設定いただいた期間が満了した場合、撤去のお手続きを自動で適用する等、解約に関するお手続きを行うことはございません。  
小売電気事業者さまによる、SW支援システムを通じたお申込みをお願いします。

## ⑦ 農事用期間協定の変更

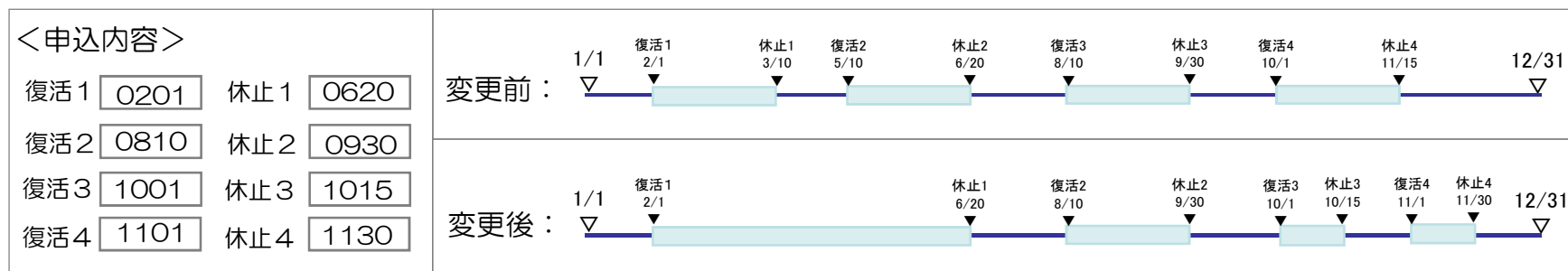
### ➤ 申込概要

- ✓ 動力接続送電サービスの対象で、脱穀、もみすり、穀物乾燥を用途とする場合、計量器の設置を行わずに、タイムスイッチによる通電を行っている地点が存在します。
- ✓ 当該地点において、使用期間の変更に伴い通電時期の変更が必要な場合に、申込を行うことができます。
- ✓ 最大で4つの使用期間をご指定いただくことが可能です。

### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ 変更後の農事用期間協定（全ての復活月日と休止月日）を入力してください。

### \* 農事用期間協定の変更申込イメージ



### ⑧ 高圧スイッチング開始申込

(2019年11月掲載時からの訂正箇所：黄色で記載)

#### ➤ 申込概要

- ✓ 高圧〔500kW未満(全量のみ)〕以外の需要者さまのスイッチング開始申込を行うことができます。  
※ スイッチング支援システムおよび託送Webシステムでのスイッチング開始申込を行うことができない申込は、別表を参照ください。

#### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ 申込期限（マッチング期限）がございますので、予めご確認ください。  
※ 申込対象期間は、「処理日+10営業日<接続供給開始年月日<処理日+365暦日」となります。  
※ 計器工事又は、自動検針工事が必要な需要者さまの申込対象期間は、「処理日+28営業日<接続供給開始年月日<処理日+365暦日」となります。
- ✓ 託送Webシステムは、廃止取次を行う機能を具備しておりません。（スイッチング支援システムには具備されております）  
申込の際には、需要者さまに廃止手続き頂くようお願いいたします。  
マッチング期限までに廃止申込が行われなかった場合、マッチング不成立となります。

### ⑨ 高圧スイッチング廃止申込

#### ➤ 申込概要

- ✓ 高圧〔500kW未満(全量のみ)〕以外の需要者さまのスイッチング廃止申込を行うことができます。  
※ スイッチング支援システムおよび託送Webシステムでのスイッチング廃止申込を行うことができない申込は、別表を参照ください。

#### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ 申込期限（マッチング期限）がございますので、予めご確認ください。  
※ 申込対象期間は、「処理日+10営業日<接続供給廃止年月日<処理日+365暦日」となります。  
※ 計器工事又は、自動検針工事が必要な需要者さまの申込対象期間は、「処理日+28営業日<接続供給開始年月日<処理日+365暦日」となります。

### ⑩ 部分供給スイッチング申込

(2019年11月掲載時からの訂正箇所：黄色で記載)

#### ➤ 申込概要

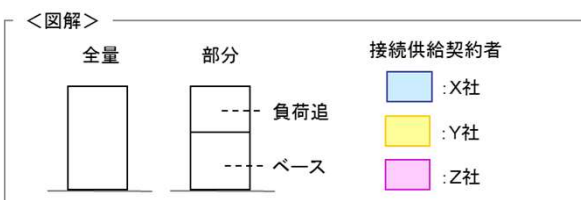
- ✓ 部分供給契約（横切り型のみ）の需要者さまのスイッチング、ベース容量変更の申込を行うことができます。
  - ※ 横切り型以外（通告型、縦切り型）の申込については、これまで通り書面での申込となります。
  - ※ ベース容量変更の申込みについては、地点全体の契約容量とベース容量＋負荷追従容量が一致する必要があります。
- ✓ 各切替パターン（部分→全量へ切替、部分→部分へ切替、全量→部分へ切替）における申込内容は、次頁を参照ください。

#### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ 申込期限（マッチング期限）がございますので、予めご確認ください。
  - ※ 申込対象期間は、「処理日＋1暦月<契約変更年月日≤処理日＋365暦日」となります。
  - ※ 計器工事又は、自動検針工事が必要な需要者さまの申込対象期間は、「処理日＋28営業日<接続供給開始年月日<処理日＋365暦日」となります。
- ✓ 託送Webシステムは廃止取次を行う機能を具備しておりません。スイッチングを申込の際には、需要者さまに廃止手続きをして頂くようお願いいたします。マッチング期限までに廃止申込が行われないと、マッチング不成立となります。
- ✓ 部分供給の申込に当たっては、部分供給に関する指針（資源エネルギー庁）をご確認のうえ、申込ください。

部分供給（横切り型）の各切替パターンにおける申込内容は、以下のとおりです。

No	申込みパターン			申込み内容		
	前	後	イメージ	X社	Y社	Z社
I	全量	部分供給		④	①	—
II	全量	部分供給		③	②	—
III	全量	部分供給		⑨	①	②
IV	部分供給	全量		⑨	⑤	—
V	部分供給	全量		⑤	⑨	—

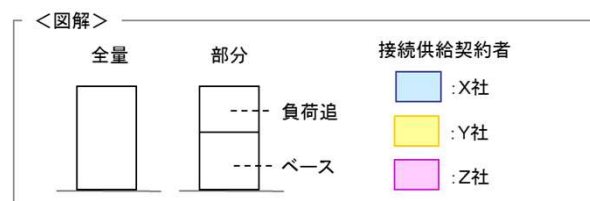


- <申込内容>
- ①部分開始（負荷追）
  - ②部分開始（ベース）
  - ③全量→部分開始（負荷追）
  - ④全量→部分開始（ベース）
  - ⑤部分→全量開始
  - ⑥部分容量変更（負荷追）
  - ⑦部分容量変更（ベース）
  - ⑧SW開始
  - ⑨SW廃止



No	申込パターン			申込内容		
	前	後	イメージ	X社	Y社	Z社
VI	部分供給	全量		9	9	8
VII	部分供給	部分供給 (ベース容量変更無)		9	—	1
VIII	部分供給	部分供給 (ベース容量変更有)		9	7	1
IX	部分供給	部分供給 (ベース容量変更有) ※契約者変更なし		6	7	—
X	部分供給	部分供給 (負荷追容量変更有) ※契約者変更なし		6	7	—

(2019年11月掲載時からの訂正箇所：黄色で記載)



<申込内容>

- ①部分開始 (負荷追)
- ②部分開始 (ベース)
- ③全量→部分開始 (負荷追)
- ④全量→部分開始 (ベース)
- ⑤部分→全量開始
- ⑥部分容量変更 (負荷追)
- ⑦部分容量変更 (ベース)
- ⑧SW開始
- ⑨SW廃止

### ⑪ 高圧廃止申込

#### ➤ 申込概要

- ✓ 高圧〔500kW未満(全量のみ)〕以外の需要者さまの廃止申込を行うことができます。  
※ スwitching支援システムおよび託送Webシステムでの廃止申込を行うことができない申込は、別表を参照ください。
- ✓ 部分供給契約の廃止の場合、両方の小売電気事業者さま（ベース、負荷追随）からの申込が必要となります。

#### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ システムでの申込期限がございますので、予めご確認ください。  
※ 申込対象期間は、「処理日+1営業日+2暦日 $\leq$ 接続供給契約廃止年月日 $\leq$ 処理日+365暦日」となります。
- ✓ 廃止理由（需要者都合または小売電気事業者都合）を確認のうえ、選択してください。  
※ 廃止理由が「小売電気事業者都合」の場合、申込期限は「処理日+10日<接続供給廃止年月日」となりますのでご注意ください。
- ✓ 入力内容で不明な点や調整が必要な場合、確認または調整させていただく場合がございます。また、PAS開放日時や設備撤去日時、弊社計量器の指示数確認等で直接調整が必要な場合は、工事担当部署から主任技術者さまへ連絡する場合がございます。

## ⑫ 高圧需要者情報変更申込

### ➤ 申込概要

- ✓ 高圧〔500kW未満(全量のみ)〕以外の需要者さまの需要者情報変更開始申込を行うことができます。  
 ※ スイッチング支援システムおよび託送Webシステムでのスイッチング開始申込を行うことができない申込は、別表を参照ください。
- ✓ 需要者情報変更で申込可能な項目は、以下のとおりです。  
 変更がある項目のみ入力いただき、お申込みください。

大項目	変更項目			
① 需要者情報	需要者名(漢字・カナ)	郵便番号	住所	建物名
② 需要者窓口情報	所属(会社名や部署名)	連絡先氏名	連絡先電話番号	—
③ 主任技術者情報	所属(会社名や部署名)	連絡先氏名	連絡先電話番号	—

- ✓ 同一需要者で複数の契約が存在する場合、需要者名の重複がないようにお申込み下さい。

例)   ○○市長   →   ○○市長   △△学校  
       ○○市長       ○○市長   □□学校

### ➤ 申込時の留意事項

- ✓ 入力内容で不明な点や調整が必要な場合、確認または調整させていただく場合がございます。
- ✓ 主任技術者さまが変更となった場合、電気設備を保安する観点から、必ずお申込み頂くようお願いいたします。

## ⑬ 高圧託送契約内容変更申込

### ➤ 申込概要

- ✓ 高圧〔500kW未満(全量のみ)〕以外の需要者さまの高圧託送契約内容変更申込（種別変更・契約電力変更）を行うことができます。

※ 託送Webシステムでの託送契約内容変更申込を行うことができない申込は、別表を参照ください。

- ✓ 託送契約内容変更で申込可能な項目は、以下のとおりです。

項目	変更内容
① 種別変更	接続送電サービスメニューを変更（標準⇔時間帯の変更）
② 契約電力変更	接続送電サービス契約電力を変更

### ➤ 申込時の留意事項

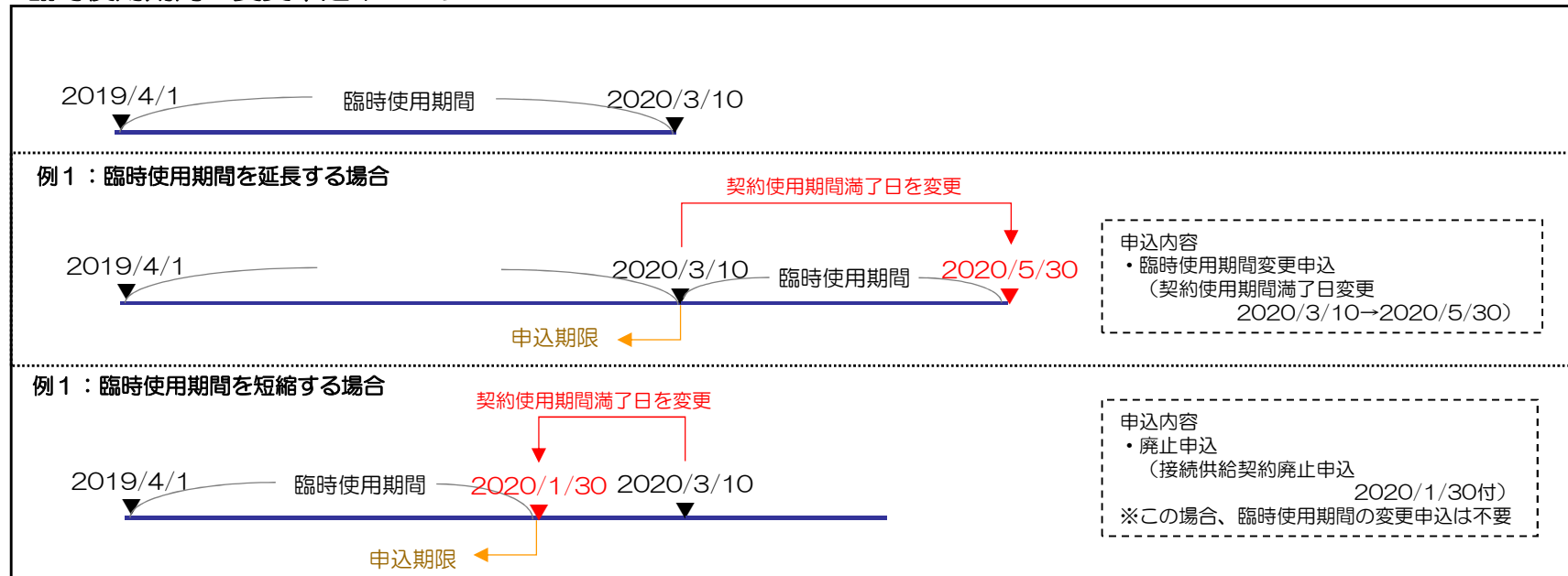
- ✓ 種別と契約電力を同時に変更する場合、1つの申込で同時の申込を行うことができません。同時に変更申込を行う場合は、それぞれのお申込みが必要です。
- ✓ 前回種別変更後、1年未満の種別変更の申込はできません。  
※ 前回変更後1年未満の場合は、ご連絡のうえ、却下させていただきます。
- ✓ 当システムでの契約電力変更の申込対象は、需要者設備（受電設備等）の改修工事を伴わない申込が対象となります。  
※ 需要者の既設設備の変更を伴う場合は、託送新增設受付システム（託送ネット）、または書面での申込となります。
- ✓ 契約電力の変更を希望する場合、変更後の契約希望電力の妥当性が判断できる資料を添付していただき、必要により協議のうえ、契約電力を決定いたします。

⑭ 臨時使用期間の変更申込

➤ 申込概要

- ✓ 臨時契約箇所では当初申込した臨時使用期間の変更申込を行うことができます。

\* 臨時使用期間の変更申込イメージ



➤ 申込時の留意事項

- ✓ 新たにお申込みいただく臨時使用期間は、1年未満で設定をお願いします。  
※ 当初期間と変更期間が合わせて、1年未満となる必要はございません。  
(それぞれの期間が1年未満であれば、変更申込は可能です。)

# (参考) <高圧以上・低圧>申込方法一覧

別表

申込内容に応じた申込方法は、以下のとおりです。 (2019年11月掲載時からの訂正箇所：**黄色**で記載)

申込方法	対象需要者	申込種別	申込内容
スイッチング支援システム	低圧の需要者	(同右)	・スイッチング、再点、廃止、撤去、アンペア変更、需要者情報変更
	高圧(全量供給契約：500kW未満、 <b>予備を含む</b> )の需要者	(同左)	・スイッチング、廃止(撤去)、需要者情報変更
	FIT・卒FIT低圧発電者	(同左)	・廃止、撤去、発電者情報変更※BG指定は別途申込 ・FIT買取期間満了(FIT卒業)に伴う買取事業者の変更(スイッチング)については、2019年9月1日以降申込可能
託送新增受付システム(託送ネット)	低圧の需要者	新設	・電気の供給にあたって新たに当社供給設備を施設する場合
		負荷設備の増減設	・主開閉器契約における契約電力の変更
	特高・高圧の需要者 全量供給契約、予備契約あり、自家補あり	新設	・電気の供給にあたって新たに当社供給設備を施設する場合
		負荷設備の増減設	・ <b>既設の受電設備又は負荷設備の増減設(変更)の場合</b>
特高・高圧の需要者(総合契約以外)	契約電力の変更	・ <b>上記に伴い契約電力を変更する場合</b>	
託送Webシステム	低圧の需要者	各種サービス申込	・Bルートサービス、パルス提供サービスの新規、撤去の申込
		供給地点特定番号調査	・再点時に供給地点特定番号が不明な場合の調査申込
		送電サービス契約メニュー変更	標準送電サービス⇒時間帯別送電サービスへ変更
			時間帯別送電サービス⇒標準送電サービスへ変更
		契約決定方法変更	実量制以外(主開閉器またはアンペアブレイカー)⇒実量制へ変更
			実量制⇒主開閉器へ変更
			実量制⇒アンペアブレイカーへ変更(アンペアブレイカー取付申込)
			実開閉器⇒アンペアブレイカーへ変更(アンペアブレイカー取付申込)
	アンペアブレイカー取外	・実量制かつアンペアブレイカーを取付している場合のアンペアブレイカー取外申込	
	契約の合併	・契約統合の申込	
	臨時・農事用使用期間変更	・臨時契約の使用期間または農事用の協定期間を変更する場合	
	特高・高圧の需要者 全量供給契約(500kW以上)、部分供給契約(横切)、自家補あり	送電サービス契約メニュー変更	・標準⇄時間帯別の契約メニュー変更等
		契約電力の変更	・ <b>既設の受電設備および負荷設備の増減設(変更)がなく、契約電力を変更する場合</b>
		スイッチング	・スイッチング支援システム対象外のスイッチング申込
廃止(撤去)		・スイッチング支援システム対象外の廃止(撤去)申込	
需要者情報変更		・スイッチング支援システム対象外の需要者情報変更申込	
特高・高圧の需要者(臨時)	臨時使用期間変更	・臨時契約の使用期間を変更する場合	
書面	特高・高圧の需要者 部分供給契約、総合契約、自己託送 など	全ての契約関係申込	・上記システム対象外の申込
	FIT低圧発電者	新設、増減設	・発電所の新設や発電機増減設・出力変更等
	低圧発電者(FIT以外)、特高・高圧発電者	全ての契約関係申込	・発電所の新設や発電機増減設・出力変更等